

富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成27年度 第3回富津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成28年2月1日(月) 午後2時00分～午後3時05分
3 開催場所	富津市役所 5階 502会議室
4 審議等事項	議件 (1) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について (2) 平成28年度富津市国民健康保険事業特別会計予算(案)について
5 出席者	委員 飛澤三郎 鮎川和子 齊藤千代子 三枝奈芳紀 山寄智子 福原敏夫 永井庄一郎 松原和江  事務局 佐久間清治 磯貝睦美 渡邊房男 坂本秀則 栗本聖子 平野重樹 原沙織
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人(定員2人)
9 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 保険係 電話 0439(80)1271
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成27年度 第3回富津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 平成28年2月1日(月) 開会 午後2時00分  
閉会 午後3時05分
- 2 場所 富津市役所 5階 502会議室
- 3 出席委員  
飛澤 三郎 (1号委員)  
鮎川 和子 (1号委員)  
齊藤 千代子 (1号委員)  
三枝 奈芳紀 (2号委員)  
山寄 智子 (2号委員)  
福原 敏夫 (3号委員)  
永井 庄一郎 (3号委員)  
松原 和江 (3号委員)
- 4 欠席委員  
杵崎 兆延 (1号委員)  
鈴木 俊彦 (2号委員)  
熊切 篤 (2号委員)  
高梨 良勝 (3号委員)
- 5 議件  
(1) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について  
(2) 平成28年度富津市国民健康保険事業特別会計予算(案)について
- 6 その他
- 7 事務局職員  
佐久間市長 磯貝健康福祉部長 渡邊国民健康保険課長  
坂本国民健康保険課課長補佐 栗本特定健診推進係長  
平野主任主事 原主事

栗本係長

定刻となりました。欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。

ただ今から、平成27年度第3回富津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。お手許の次第により進めさせていただきます。

なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は12名でございます。本日8名の委員の方に出席いただいております、その過半数を超えておりますので、運営協議会は成立いたします。

それでは、次第の2「会長あいさつ」でございます。本日は高梨会長が欠席のため、福原職務代理者からごあいさつをお願いいたします。

福原職務代理者

皆さんこんにちは。

今、報告のあったとおり、今日は急遽高梨会長が欠席となりましたので、代わって私の方からご挨拶申し上げます。

本日は議件にありますように、27年度第3回国保の運営協議会を開催しましたところ、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。御承知のように、大変私どもの市の会計の中でも一般会計をはじめ、この国保会計については大変いろいろな面で議論にあるというのでしょうか。皆さんから掛け金を頂戴しながら運営するこの国保会計でございますので、皆さんが掛けていただいて、私ども被保険者がもしもの場合には、お互いに使いあって、皆さんの力でお互いに補助をしていくというのがこの国保会計でございます。そんな意味合いで、御案内しました議件にもありますように、国保税の一部改正、もう一つは今年度含めて来年度の予算についての協議でございますので、皆さんから御意見を出していただいて、なおかつ御承認を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。御苦勞様です。

栗本係長

ありがとうございました。次に「市長あいさつ」でございます。佐久間市長からごあいさつを申し上げます。

佐久間市長

皆さんこんにちは。

御多用の中を第3回富津市国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から国民健康保険事業の運営に深い御理解と御協力を賜りますことを厚く御礼申し上げます。

本日は、平成28年度から国民健康保険被保険者の負担軽減を図るために、国民健康保険税の引き下げを行うための条例案を議件として提案させていただきます。

平成30年度からは、県が市町村とともに国保の運営を担う広域化が始まることとなります。このことから、国の情報を的確に把握し、国や県の補助金の確保を図るとともに、保健事業の積極的な展開により、医療費の適正化・抑制に鋭意努力し、子供から高齢

者まで、安心して医療を受けられる事業運営に努めて参りますので、今後とも委員の皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の会議内容につきましては、富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）と、平成28年度富津市国民健康保険事業特別会計予算（案）の議件2件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

栗本係長

続きまして議事でございます。富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますので、議事進行は福原職務代理者をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

福原職務代理者

しばらくの間、議事進行させていただきます。

それでははじめに、議件（1）になります「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

渡邊課長

議件（1）の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

今回3つの条例改正がございます。

はじめに、1ページから3ページの条例改正につきましては、施行期日までの期間が短かったことから、運営協議会を開けず、12月議会において議案提出し、改正をさせていただきましたので報告するものでございます。

改正の趣旨といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が施行されたことに伴い、減免期限の見直しをするとともに、申告書等への個人番号等の記載に係る規定の整備等をするため改正するものです。

それでは、具体的な内容につきましては、1ページの右側を御覧いただきたいと思います。

被保険者が必要な書類への個人番号を記載することの規定として、第12条の2第1項第1号中の『及び住所』を『、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）』に改め、同項第2号中の『氏名』の次に『及び個人番号』を加えるものでございます。

次に、減免規定の中の普通徴収と特別徴収の申請期限の見直しと、個人番号を記載することの規定として、第14条第2項中の「納期限前7日」を「納期限」に、「前々月の15日」を「3月前の末日」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に1号として、『納税義務者の氏名、住所及び個人番号』を加えるものでございます。

改正附則第1項の規定につきましては、施行期日を平成28年

1月1日からと定めるものでございます。ただし、第14条第2項の改正規定中の「前々月の15日」を「3月前の末日」に改める部分については公布の日からとし、同項の改定規定中の「納期限前7日」を「納期限」に改める部分については、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、4ページから6ページの条例改正につきましては、平成28年税制改正大綱において、一部の手続きにおける個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、減免申請書への記載に係る規定の整備等をするため条例の改正をするものでございます。しかし、施行期日までの期間が短いことから議会を召集する時間的余裕がないため、専決処分により改正をさせていただきました。今後、3月議会に報告し、承認いただく予定となっております。

それでは、具体的に説明をいたします。4ページを御覧ください。

平成28年1月1日から個人番号の記載を要することとしている国民健康保険税に係る減免申請書について、申告等の手続きと併せて提出される書類であることから、本人確認手続き等に係る納税義務者の負担を軽減するため、個人番号の記載を要しないよう個人番号利用手続きの見直しをすることから、第14条第2項第1号の『、住所及び個人番号』を『及び住所』に改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行とするものでございます。

次に、8ページから17ページまでが、国民健康保険税の引き下げに関する条例改正案でございます。7ページにわかりやすくまとめさせていただきますので、こちらで御説明させていただきます。

今回の改正案は、低所得者に対して保険者支援分が拡充されたことにより、財源の確保が見込まれることから、低所得者や被保険者全世帯が負担軽減につながる国保税の引き下げを行うものでございます。また、平成30年度から広域化となることため、県内市町村の平均的な賦課方式といたしました。

それでは中程の1税率改正の表から御説明申し上げます。

国保税は、医療の基礎分・後期支援分・40歳から65歳未満の介護分から成り立っております。

それでは、基礎分から御説明いたします。賦課方式を4方式から資産割の20%を無くし、3方式といたします。平等割額を2万6千円から2千円下げ、2万4千円といたします。

次に、後期高齢者支援金分は、4方式から平等割額の6千円、資産割6%を無くし、2方式といたします。

次に、介護分は4方式から平等割額の6千円、資産割4%を無くし、2方式といたします。

以上が改正案でございますが、これに準じて、特定世帯、特定継続世帯の額も減額となります。

この改正税率案は、3月議会の可決を受け、28年度から実施するものでございます。

次に、2の改定案による影響額でございますが、28年1月6日のデータで試算したところ、調定額が1億4,260万円の減額となります。一人当たり、一世帯当たりの影響額は、1月1日現在の被保険者数と世帯数で積算してございます。記載のとおりでございます。

それではどの位下がるのかを、4人家族で、うち2人が40歳で固定資産税が5万円の世帯で、所得階層別にシミュレーションしたものが右側の表でございます。

一例で申し上げますと、7割軽減世帯となる所得無しでは改正案では、5万5,200円で1万9,200円下がることとなります。率としては25パーセントの引き下げとなります。以降、階層別に記載してございます。

また、参考までに27年度の県内市町村の税率表を22ページから23ページに添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、議件(1)富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福原職務  
代理者

説明は終わりました。これについて、何か御質問はございますでしょうか。

松原委員

これを見て大変嬉しく思ったんですけども、一つ質問させてください。県内の中で資産割をとっているところが少ないということをもって、このような措置をとったと思っておりますけれど、せっかくここまでやったならば、子供たちの保険税について、子供は収入が無いわけですから、子供の均等割を引き下げて欲しいと思ったんですけど、それが叶わなかったのがちょっと残念だと思っております。もしも子供たちの均等割を少なくするなりするとしたら、今国保に加入している18歳未満の子供たちは何人位いるのでしょうか。

渡邊課長

まず、子供の均等割の減額ということですが、県が国に今、要望しているところでございます。それが決まった時点でまた考えさせていただきたいと思っております。

子供の人数ですが、今、資料が無いので申し訳ございませんが後ほど回答させていただきます。

松原委員

今、県が国に対して子供の均等割を下げると要望しているということですが、その見通しはどのように認識してございますでしょうか。

渡邊課長

実はキャラバン隊で私どもや各市も知った訳なんです。それから県の方に問い合わせたら、県は国に要望しているということを確認いたしました。それがいつということになりますと、国が最終

的に判断するということになりますので、期限の方の回答はできません。

福原職務  
代理者

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

三枝委員

保険者支援制度の拡充等により、とありますが、知識がなくて申し訳ないのですが、具体的にどういうことがあって財源が確保できたのでしょうか。

渡邊課長

国民健康保険は、低所得者が多い、負担が多いということで、国は国保会計の基盤を安定させようということで軽減措置がございます。7割・5割・2割軽減、その低所得者に対して支援をしようということで、保険税についても基盤安定がありますが、そちらと別に保険者（市）の負担が重い、法定外だとかそういうものを入れている市町村が多いということで、国は今年度から1,700億円、今までも900億円位入れていましたが、それを更に追加してですね、1,700億円を保険者に支援しようということが決まりました。

富津市についても、以前は4,000万円ちょっといただいていたのですが、これが今年度1億2,000万円に増えましたので、この分について、当市では法定外という市からも入れてないので、被保険者の負担をなくそうということで、今回引き下げの方向に至った訳でございます。

松原委員

この計算だと一人当たり約9,637円下がるということで、今までも4市の中で富津市が1番高かったわけなんですけれど、この金額が下がってもやっぱり富津市は1番高いんですよ。他の市町村も、保険者支援制度が拡充されて、それなりの金額が入っていると思うんですけども、他の市の動向と言うんですか、君津4市はみんな資産割が入ってますよね。そのことに対してはどのような情報を得てますでしょうか。

渡邊課長

まず、今回の引き下げにあたりシミュレーションをかけました。先ほどの4人家族、うち介護分納める方2人、資産割が5万円といたしますと、これは参考としていただきたいのですが、所得が0円の場合に、袖ヶ浦市の次に安くなる保険税になることになります。

3市の動向ですが、確かに保険者支援金が3市とも増えております。その分につきましては、3市はどうしても法定外を入れているということで、法定外の方が減るのではないかと。また資産割については、3市も広域化になる前に引き下げをしようという考えはお持ちだと聞いております。

福原職務

よろしいでしょうか。他にございませんか。  
質問もないようですので、審議を終了させていただきます。

<p>代理人</p>	<p>議件（１）の「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」は、諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>福原職務代理人</p>	<p>異議なしと認めます。 次に、議件（２）の「平成２８年度富津市国民健康保険保健事業特別会計予算（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>坂本補佐</p>	<p>それでは、議件（２）の「平成２８年度富津市国民健康保険事業特別会計予算（案）」につきまして御説明させていただきますが、その前に表題にはございませんが、予算（案）に関連します「平成２７年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込」について御説明申し上げたいと思います。</p> <p>資料の１８ページを御覧いただきたいと思います。</p> <p>表の１番左に科目、その右の（a）列に平成２７年度当初予算額、その右の（b）列に決算見込額、更にその右に決算見込額から当初予算額の差引き額、予算執行率を記載し、そして表の右半分は科目ごとの説明を記載しております。</p> <p>それでは、歳入について、科目ごとに決算見込額と当初予算額を比較しながら、説明申し上げます。</p> <p>まず、国民健康保険税について御説明申し上げます。表の中ほどよりやや上に国民健康保険税の計の網掛けをしてある行がございます。その（b）列に決算見込額を記載しております。１６億１，８６２万９千円の決算見込みで、当初予算額に対して、２，６５０万２千円の減収の見込みです。これは、当初予算算出時に見込んだ被保険者数が約３００人程度の減による調定額の減額等が主な要因と考えております。</p> <p>なお、徴収率は平成２６年度の決算徴収率を参考に現年度分８７．９１％、滞納繰越分１３．５６％、全体では、当初６０．７０％を目標としておりましたが、現在のところ５９．８８％を見込んでおります。</p> <p>次に、国庫支出金です。網掛けのしてある行を御覧ください。国庫支出金の合計で、１４億２，５０３万８千円の決算見込みで、当初予算額とほぼ同額を見込んでおります。</p> <p>この国庫支出金の大部分は、一般被保険者の保険給付費等の３２％相当分の④療養給付費等負担金と、同じく９％相当分の⑦調整交付金となります。</p> <p>④の療養給付費等負担金は、保険給付費等の支出見込額に算定係数を乗じて年度末に概算額で交付決定され、⑦の調整交付金は、その保険者の保険給付費、財政状況及び運営姿勢によって年度末に交付決定されます。</p> <p>また、⑦の調整交付金のうち特別調整交付金は、特別な事情のあ</p>

る保険者に交付されるもので、富津市は経営姿勢が良好という理由で、平成2年度から交付を受けております。本年度も、積極的な事業運営により、少しでも多くの額を獲得できるよう努力しているところでございます。

⑧の災害臨時特例補助金ですが、これは東日本大震災の被災に伴う被災者への保険税の減免など特例措置を実施した際に、保険者の負担分を国が補助するものでございます。

⑨の療養給付費等交付金と⑩の前期高齢者交付金は、社会保障診療報酬支払基金から概算交付されるもので、いずれも当初予算とほぼ同額を見込んでおります。療養給付費等交付金は翌年度の28年度に、前期高齢者交付金は翌々年度の29年度に精算となります。

次に、県支出金でございます。網掛けの行をご覧ください。県支出金の合計で、3億6,653万2千円の決算見込みで、当初予算額に比べ、3,251万3千円の増収の見込みです。

県支出金の大部分を占めるのは⑬の調整交付金で、一般被保険者の保険給付費等の9%相当分が、普通調整交付金として6%、特別調整交付金として3%交付されるものです。普通調整交付金では、3,214万9千円の増、特別調整交付金では36万4千円の増額と見込んでおりますが、これは算定時に見込む調整率の変動と、算出時に用いる26年の療養給付費負担額の増額によるものが主な要因と考えております。

次に、共同事業交付金ですが、⑮の保険財政共同化安定化事業交付金は、一般被保険者の全ての医療費額から前期高齢者交付金相当額を控除した額の59%が、千葉県国民健康保険団体連合会で行っている共同事業から交付されるもので、⑭の共同事業交付金との合計で、当初予算、決算見込とも16億9,714万1千円を見込んでおります。

次に、繰入金です。一般会計繰入金は、事務費、職員人件費及び低所得世帯に対する国民健康保険税軽減措置分等を合わせて、5億7,555万2千円の決算見込みで、当初予算と比較し1億284万5千円の増額見込みとなっております。これは、昨年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことを受けまして、低所得者向けの保険税軽減措置や保険者支援制度の拡充のため、国の約1,700億円等の財政支援によりまして、本市では、基盤安定繰入金で約8,500万円、支援対策事業分で約1,500万円の増となる見込みからでございます。

また、国民健康保険基金繰入金は、補正に伴います財源調整により、1,345万円の見込みで、当初予算と比較し、1億1,674万9千円の減額見込みとなっております。

次に、⑰の繰越金です。これは平成26年度からの繰越金で、9,508万1千円となります。

最後に、⑱のその他の収入です。国民健康保険税の督促手数料及び延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金

などによるもので、758万9千円の決算見込みとなっております。

以上の歳入を合計いたしまして、当初予算額に対して、9,292万3千円増の78億4,092万3千円の決算見込みでございます。

続きまして歳出について説明させていただきます。19ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、Aの総務費でございます。これは国民健康保険を運営するための事務費及び職員給与費で、1億5,590万6千円の決算見込みです。この部分は全て市の一般会計からの繰入金で賄われます。

次に、保険給付費です。表の中ほどより下に保険給付費の計の行が網掛けしてございます。保険給付費合計で、46億3,933万3千円の決算見込みで、当初予算額に対し、153万3千円の増額の見込みです。これは、今年度の12月までの支払い実績から、一般被保険者の療養費だけに不足が生じたことから見込んだものでございます。しかし、療養給付費など全体では、このまま推移しますと減額が予想されます。

次に、Gの後期高齢者支援金等とHの前期高齢者納付金等は、いずれも社会保障診療報酬支払基金に拠出するもので、当初予算とほぼ同額の拠出を見込んでおります。これらは翌々年度の29年度に精算となります。

Iの老人保健拠出金は、平成20年3月まで存続した老人保健制度の医療給付費の精算が完了していないことから、それに対する拠出金で、事務費分のみの拠出となります。

Jの介護納付金は、介護保険給付費の29%相当額を医療保険者として負担するもので、3億1,033万9千円の決算見込みです。翌々年度に精算となります。

Kの共同事業拠出金については、国民健康保険団体連合会で運営する再保険事業に対する拠出金で、当初予算と同額の16億9,941万3千円を見込んでおります。

次に、Lの保健事業費は、特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック費用助成事業、及びレセプト点検などを行う経費で、8,543万6千円の決算見込みとなっております。

次に、Mのその他の支出につきましては、26年度繰越金による5,150万9千円の国民健康保険基金への積立や、26年度の国庫支出金などが超過交付であったことによる返還金4,961万1千円のほか、国民健康保険税の過誤納還付金などの合計で、1億2,162万円の決算見込みとなっております。

以上の歳出を合計いたしまして、当初予算額に対し、予算と同額の9,292万3千円増の78億4,092万3千円の決算見込みとなっております。

以上が参考までに決算見込みの状況でございました。

続きまして、議件の方に参加しますが、「平成28年度富津市国民健康保険事業特別会計予算（案）」につきまして、ご説明申

申し上げます。

それでは、資料の20ページを御覧ください。

まず、平成28年度予算につきましては、国民健康保険基金から1億651万円の取崩しを行い、予算編成をしております。

それでは、歳入について科目ごとに、平成28年度当初予算額と平成27年度当初予算額を比較しながら御説明申し上げます。

まず、国民健康保険税について、御説明申し上げます。表の中ほどよりやや上に、国民健康保険税の計の網掛けをしてある行がございます。その(a)列に平成28年度予算額を記載しています。

14億8,036万円の収入見込みで、27年度予算額に対しまして1億6,477万1千円の減収の見込みとなっております。算出につきましては、先程ご承認いただきました28年度国保税の按分率の改正に伴い、課税対象額及び被保険者数などを基に、28年度の調定額を見込み、徴収率を26年度の千葉県平均を上回り、現年課税分で徴収率91.60%、滞納繰越分で徴収率18.40%、国保税全体で61.10%を目標徴収率として、収入見込額を算出しております。

なお、27年度に引き続きまして、国民健康保険税の課税限度額が現行85万円から4万円上がりまして89万円への引き上げと、低所得者の保険税を軽減する5割・2割軽減の基準の引き上げが予定されているところです。

次に、国庫支出金ですが、網掛けのしてある行をご覧ください。国庫支出金の合計で、13億692万円の予算額で27年度予算額に対しまして、1億1,906万7千円の減となります。

④の療養給付費等負担金、及び⑦の調整交付金については、算出の際に根拠とする保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金などの減額により、本負担金、交付金も減額を見込んでおります。

なお、調整交付金のうち、特別調整交付金は、特別事情分いわゆる特々調の2,000万円と国保保健指導事業分の586万9千円、そして広域化への準備のための国民健康保険システム改修費用分の237万6千円を見込んでおります。

次に、⑨の療養給付費等交付金です。退職被保険者に係るこの交付金は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、28年度当初予算においては、27年度当初予算と比べ4,705万5千円減額の1億1,741万1千円を計上しております。翌々年度の30年度の精算となります。

次に、⑩の前期高齢者交付金です。医療保険者間の財政調整を行う目的で社保支払基金から概算交付されるものです。支払基金が各保険者に示した額を参考に、27年度より1億922万9千円増額の19億8,003万5千円を計上しております。増額の要因は、予算算出時の基礎数値の一つである27年度の前期高齢者給付費額の増加が主な要因となっております。翌年度の29年度に精算となります。

次に、県支出金でございますが、網掛けの行を御覧ください。県支出金の合計で、3億2,606万8千円の予算額です。27年度

当初予算額と比較し、795万1千円の減額でございます。

次に、共同事業交付金です。⑭の高額医療費共同事業交付金、及び⑮の保険財政共同安定化事業交付金とも、国民健康保険団体連合会が保険者ごとに算出したしました拠出金見込額を参考に当初予算を計上しております。

なお、⑭の高額医療費共同事業交付金は、80万円を超える医療費が対象となりますが、⑮の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、26年度までは30万円を超える医療費が対象でしたが、この27年度からは1円を超える医療費が対象となっております。今まで対象となっていなかった1円から30万円の医療費が対象となることによって、被保険者の自己負担相当額を除く全ての医療費が県単位の共同事業となります。共同事業全体で、1億4,328万円を計上しております。

次に、繰入金ですが、事務費、職員人件費及び低所得世帯に対する国民健康保険税軽減措置分の一般会計からの繰入金5億3,682万9千円と国民健康保険基金繰入金1億651万円とを合わせて、6億4,333万9千円を計上いたしました。

次に、⑰の繰越金ですが、27年度からの繰越金の1千円の予算計上としております。

次に、⑱のその他の収入ですが、国民健康保険税の督促手数料及び延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金などの収入で758万6千円を計上いたしました。

以上の歳入を合計いたしまして、平成27年度当初予算額に対し、2億4,300万円減の75億500万円の予算額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。21ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、Aの総務費でございます。これは国民健康保険を運営するための事務費及び職員給与費で、1億6,215万4千円の予算額です。

次に保険給付費です。表の中ほどより下にある保険給付費の網掛けをしてある行を御覧ください。保険給付費の合計で、45億1,315万9千円の予算額で、平成27年度当初予算額と比較して1億2,464万1千円の減額を見込んでいます。

平成28年度の当初予算算出は、27年度の決算見込額、被保険者の減少率及び過去5か年の被保険者1人当たりの保険給付費の平均伸び率4.51%を基に見込んでおります。

次に、Gの後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度を支援するため後期高齢者医療の保険給付費の40%相当額を負担するために拠出するものです。社会保険診療報酬支払基金から各保険者に示された額を参考に、27年度当初予算額より6,190万5千円減の7億6,501万円を計上しております。翌々年度の30年度に精算となります。

次に、Hの前期高齢者納付金等は、65歳以上75歳未満の高齢被保険者がかたよって存在することによって、医療保険者間の財

政調整を行う目的の拠出金で、後期高齢者支援金と同様に社保支払基金から示された額を参考に35万8千円の計上をしております。平成30年度に精算となります。

Iの老人保健拠出金は、事務費分のみの3万4千円を計上しております。

Jの介護納付金は、介護保険給付費の28%相当額を医療保険者として負担するために拠出するもので、社保支払基金から示された額を参考に2億4,938万5千円を計上しております。算出の基礎となる40歳以上65歳未満の第2号被保険者数の減に伴う概算納付金の減額が主な要因となっております。

Kの共同事業拠出金については、共同事業全体で16億9,890万9千円を計上いたしました。この額は国保連合会から示された額を参考としております。

Lの保健事業費は、特定健康診査事業、特定保健指導事業、国保保健指導事業、レセプト点検や短期人間ドック費用助成といった総合健康指導事業、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知、希望シールの購入経費などの医療費適正化事業として、合計で9,429万6千円を計上しております。

Mのその他の支出については、2,169万5千円を計上いたしました。内容としては、国民健康保険税の過誤納還付金や予備費などでございます。

以上、歳出を合計いたしまして、平成27年度当初予算額に対し、2億4,300万円減の75億500万円の予算額でございます。

基金残高につきましては、27年度末で約7億200万円を見込んでいます。この28年度当初予算編成において1億651万円を繰入れ予算化しておりますことから、差引き約5億9,500万円の基金残高見込みとなっております。

以上で、議件(2)の「平成28年度富津市国民健康保険事業 特別会計予算(案)」についての説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

福原職務  
代理者

以上で説明は終わりました。何か質問はございませんでしょうか。

松原委員

最後にお答えになった27年度末の基金残高が7億200万円、繰り入れたのがいくらで、現在の残高がいくらかもう一度教えてください。

坂本補佐

基金残高につきましては、27年度末で7億200万円を見込んでおります。そしてこの28年度当初予算編成に1億651万円を繰入れ予算化しておりますので、差引き約5億9,500万円の見込みというふうにみております。

他に何かございませんか。

福原職務  
代理者

三枝委員

保険給付費のところですけど、平成28年度予算で1億2,400万円ほど下がっていますが、算出根拠をもう少し詳しくお話いただけますでしょうか。

坂本補佐

毎月支払いをさせていただいておりますが、この時点の数値は、昨年1、2、3か月分をその前年の伸び率などを推定いたしましてトータルを出しているということで、現時点を見てみますと、昨年より1億円程度少なく済んでいるという見込みが数値上では見られます。

保険者数も当初の予算よりも減っており、分母が減っておりますので一人あたりの平均の医療費というのは逆に上がってしまうことになるんですけど、市の全体の給付費は、今減少傾向にあると数字上では出ています。

三枝委員

24ページにこれまでの21年度からの決算の状況が書いてあるんですけど、年々保険給付費というのは伸びているんですけど、これが28年度で減るといのがちょっと信じられないところなんですけれども、そのところはいかがですか。

坂本補佐

今年度はこれからまだ残っておりますけれども、インフルエンザもまだ爆発的な流行もしておりません。また、特定健診の方の保健指導だとかですね、そういった効果が徐々にみられているのかと思っております。

福原職務  
代理者

三枝委員が言うように、今までずっと上がってきているのに、今のかたちで行くと下がるけれどもその際はということで、三枝委員、理解できたかどうか。そこら辺を知りたいというのでしょうか。もう少しわかりやすくというのでしょうか。大変失礼ですけども。人が減っているということが一つ要因があるという説明でございましたけれども。

坂本補佐

この療養給付費の中にはですね、退職者医療の方の分も含まれておりますけれども、退職者医療の方は新規に該当しておりませんので、退職者医療の方の人数も減っております。その分も結構大きな減額の一つの要因でございますし、高額療養費ですね。そちらの方も例年よりは若干減る傾向になっていきます。

三枝委員

人口はずっとこのところ減り続けているわけですね、被保険者も。なのに保険給付費だけは右肩上がりでは上がっていたのが今年28年がターニングポイントになるという、そういう予想ですか。それともちょっと甘い見方なのかなという気もしないでもないですけど。

渡邊課長

27年度の12月現在で申し上げますと、昨年と比べて約1億円の保険給付費が下がっております。21ページは27年度の当初予算との比較しておりますので。

先程、坂本補佐が申しあげましたように特定健診の効果というのがございまして、一人当たり医療費の高額が減っているのは現実でございます。やはり高額が多ければ、医療負担も多くなるのですが、今年度につきましては12月現在で2千万円ほど高額が減っております。予算上ある程度多目に見て行かないとどうしても足りなくなったときに困りますので、その分を加味して平均伸び率を4.51と見込んでおり、実際の26年度決算で1.08%の伸びだったのですが、予算上は4.51%を見込んでおります。被保険者数は減っておりますが、一人当たり医療費は伸びているということでご理解いただければと思います。

三枝委員

がんの一部の人は減っているみたいなんですよね。肝臓がんとかかそういうのは確かに。ただ、胃がん・大腸がんは、決して減っているわけではないので。

渡邊課長

被保険者数を28年度の見込でマイナス1,000人を見込んでおりますので、1,000人ですと一人当たり医療費が30万円かかりますと約3億円の減額になるかと。

福原職務  
代理者

今、三枝委員が聞いているのは、これはあくまで27年度との当初予算との対比なので、現実とはちょっと違うんですね。そこら辺が予算と予算の比較で、28年度の予算はこの予算よりはまた縮小されてくるでしょうから、それと比較すると今1億円位だということですがけれども、今、説明があったとおり、被保険者が後期に移る人とかを含めると1,000人位の減少が見込まれると。従ってこの計画対比でいくと、この位の差が出るということで、理解の仕方はよろしいでしょうか。

三枝委員

被保険者数が減ることが、一番の根拠だということで理解してよろしいでしょうか。

福原職務  
代理者

渡邊課長、今、三枝委員の方から、最終的にこの要因は被保険者数かなりの移行があったりして減ることが大きい要因として考えられたらよろしいかと言うことですがけれども、考え方はそういうことですね。

渡邊課長

はい。

磯貝部長

先程、渡邊課長が被保険者数が27年度と28年度で約1,000人違うと。これは75歳以上の後期高齢者に移行することが一番大きな原因です。それで先程申しあげた一人当たり30万とい

	うことで試算しますと、3億円減ると。やはりここが一番大きいのではないのかなという見込みでございます。
福原職務 代理者	概略を御理解いただけましたでしょうか。
磯貝部長	いろいろな要因はございますけれども、そこが一番大きな要因かと思います。
福原職務 代理者	わかりました。最終的にそういうことが大きな減の問題であるということですね。 その他、委員の皆様いかがでしょうか。
松原委員	20ページと18ページの予算のところ、国庫支出金の⑧について、災害の人たちの見込みを0円だったのが、27年度決算で28万2千円ですが、何人いらっしゃるということですか。 その方は1年だけでいなくなったということですか。
坂本補佐	この28万2千円については、去年の減免対象になります。東日本震災がらみですけれども、対象世帯数は2世帯、3名となっています。当初0円というのは、該当がはっきりしないため0円で計上してございますけれども、賦課をして結果的に対象の方が3名いらっしゃったということになります。
松原委員	その方は、28年度はいなくなる見込みなんですか。
坂本補佐	例年、見込みの方は0円というふうにさせていただいております。
福原職務 代理者	他に、何かございませんか。それでは、質問もないようでございますので、審議を終了させていただきます。 議件(2)の「平成28年度富津市国民健康保険保健事業特別会計予算(案)について」は、諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
福原職務 代理者	異議なしと認めます。それでは、議件(1)及び(2)について、この旨を答申いたします。なお、答申書の書面については、私に一任させていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
福原職務	異議なしと認め、処理させていただきます。 次に、「その他」ですが事務局から何かございますでしょうか。

代理者

渡邊課長

先程の松原委員の御質問の子供の人数ですが、少しお時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

松原委員

はい。

渡邊課長

後日回答させていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは、私の方から「その他」でございます。

毎年、特定健診を実施しているところでございます。その中に心電図検査を望む市民の方の声が多く上がっております。特定健診の必須検査ではないことから、国の補助金等が無いため、実施していないことが現状でございます。

しかし、市民の健康につながることでございますので、28年度から集団検診のみでございますが、試行的に実施することにいたしました。ただしですね、先程申し上げましたとおり、補助金対象ではないので、費用につきましては個人負担となります。個人負担のオプションというかたちを採らせていただきます。

なお、周知につきましては、国保日より、広報ふっつ、ホームページ等でお知らせする予定でございます。

松原委員

どのくらいかかるのですか。

渡邊課長

今、予防財団という会社と契約してございます。今回、新規事業ということで、本来、一人当たり1,620円なんですが、調整したところ、今回は1,500円のオプションでやっていただけるということになっております。

福原職務代理者

これは課長が言うように集団健診のみということですよ。

渡邊課長

個別健診になりますと、君津木更津医師会との契約となります。そうしますと、4市の単価契約になりますので富津市だけやることができません。それは2月10日に特定健診の会議がございまして、そこで4市がやるということになれば、またオプションでやるようなかたちになると思いますが、とりあえず来年度につきましては、集団健診のみで実施していく予定でございます。

福原職務代理者

ですから、個人でやりたい人は、先生おりますけれども、自己負担でお支払いしていただければ、差し支えないということですね。

どの位でできるんですか。

松原委員

自由診療の部門に入ってしまうので、個々によって違うと思うんですけども。

三枝委員

福原職務  
代理者

そういうことで、1,500円を超えて1,600円になるからといって検査をやめられないでしょうから、先生の言うとおりに、色々個々があるということですので、皆さんの行き付けのお医者さんにひとつ相談していただくことになると思います。とりあえず今回は集団健診のみで、今、課長から説明のあったとおり実施をするということですので、よろしく願いをしたいと思います。

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

特にございません。

渡邊課長

他に、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

福原職務  
代理者

他にないようでございますので、以上をもちまして、本日の富津市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

(午後3時05分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにここに署名する。

平成28年2月5日

議事録署名人